

○内閣府令第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第六項並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第七項第一号及び第四号の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

農林水産大臣 江藤 拓

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び
農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正）

第一条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（

平成九年 大蔵省
農林水産省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	<p>本政策金融公庫 により当該保証 に保険の付され ているものの額 のうち当該保険 金額</p>	<p>場合における当該 貸付金に係る補償 の額</p> <p>ト 国又は地方公共 団体から支出され た資金を基金の全 部又は一部として 債務の保証をする ことを目的とする 法人が債務の保証 をした貸出金であ つて、債務の保証 につき保険又は再 保証を行う法人に より当該保証に保 険又は再保証の付 されているものの 額のうち、当該保 険金額又は当該再 保証額</p>
		<p>本政策金融公庫 により当該保証 に保険の付され ているものの額 のうち当該保険 金額</p>	<p>場合における当該 貸付金に係る補償 の額</p> <p>ヘ 国又は地方公共 団体から支出され た資金を基金の全 部又は一部として 債務の保証をする ことを目的とする 法人が債務の保証 をした貸出金であ つて、債務の保証 につき保険又は再 保証を行う法人に より当該保証に保 険又は再保証の付 されているものの 額のうち、当該保 険金額又は当該再 保証額</p>
	[同上]		

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第二条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第七十二条 令第七条第七項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号(農林中央金庫が特定取引勘定を設けた場合にあつては、別紙様式第六号)の貸借対照表(以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。)の次に掲げる勘定に計上されるもの(農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものを除く。)</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 令第七条第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの(農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものを除く。)並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。</p> <p>〔一〕七 略</p> <p>八 有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又は<u>その他の証券勘定</u>(外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。)</p> <p>〔九・十 略〕</p> <p>〔5・6 略〕</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第七十二条 令第七条第七項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号(農林中央金庫が特定取引勘定を設けた場合にあつては、別紙様式第六号)の貸借対照表(以下この条において「貸借対照表」という。)の次に掲げる勘定に計上されるものとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 令第七条第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。</p> <p>〔一〕七 同上</p> <p>八 有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又は<u>その他証券勘定</u>(外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。)</p> <p>〔九・十 同上〕</p> <p>〔5・6 同上〕</p>

(法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第七十三条 法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額(次項及び第七十六条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により、又は農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等(銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

「イ・ロ 略」

ハ 貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額

ニ・チ 略

〔二〕六 略

2 農林中央金庫が、自己資本比率(法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。)を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段(農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。)を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体

(法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第七十三条 法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額(次項及び第七十六条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

「ハ」の細分を加える。」

ハ・ト 同上

〔二〕六 同上

2 農林中央金庫が、自己資本比率(法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。)を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段(農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。)を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>3 「略」</p> <p>信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものにより保全される額については、担保等提供者に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。</p>
	<p>3 「同上」</p> <p>信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。</p>

附 則

この命令は、公布の日から施行する。